

矢作川圏域水防災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、矢作川圏域水防災協議会（以下「協議会」という。）という。なお、協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 全国的に現状の河川的能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

本協議会は、矢作川圏域における愛知県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表－1のとおりとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- 1) 洪水などの水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(協議会の構成)

第5条 協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。
- 4 会長は、会長代行を指名することができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、別表－3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は幹事長が行う。
- 4 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(分科会の設置)

第7条 「協議会の実施事項」の内、特定の協議会会員で検討する事項が生じた場合は、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、検討事項に応じて関係する幹事で構成する。
- 3 分科会は、幹事長が指名する者が主宰する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会及び分科会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第9条 会議資料等については、原則として事務局より公表する。ただし、個人のプライバシーに関わる場合などは、その一部又は全部を非公表とする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、愛知県建設局河川課、尾張建設事務所河川整備課、知多建設事務所河川港湾整備課、西三河建設事務所河川港湾整備課、知立建設事務所河川整備課、豊田加茂建設事務所河川整備課が務める。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成29年 2月13日から実施する。

本規約は、平成29年 5月22日から実施する。

本規約は、平成29年10月12日から実施する。

本規約は、令和元年 5月23日から実施する。

本規約は、令和3年 1月28日から実施する。

本規約は、令和３年 ５月 １４日から実施する。
本規約は、令和４年 ６月 ２１日から実施する。
本規約は、令和５年 ４月 ２７日から実施する。
本規約は、令和６年 ５月 １３日から実施する。
本規約は、令和７年 ５月 日から実施する。

別表— 1 協議会の対象河川

水系名	河川名		水系名	河川名		水系名	河川名	
(一)矢作川	矢作川		(一)矢作川	伊保川		(二)前川	前川	
	鹿乗川			広見川			江添川	
	西鹿乗川			加納川		(二)猿渡川	猿渡川	○
	矢作古川	○		御船川			下り松川	
	広田川	○		力石川			吹戸川	
	須美川			飯野川			割目川	
	安藤川			大伏川			森前川	
	占部川			木瀬川			石田川	
	砂川			大平川		(二)境川	境川	◎
	柳川			阿摺川			逢妻川	◎
	相見川			李川			恩田川	
	尾浜川			田代川			発杭川	
	赤川			介木川			後川	
	乙川	○		阿妻川			流れ川	
	伊賀川			赤羽根川			水干川	
	山綱川			丸草川			逢妻男川	
	竜泉寺川			明智川			逢妻女川	○
	鉢地川			段戸川			布袋子川	
	男川			小田木川			岡田川	
	夏山川			富永川			五箇村川	
	鳥川			名倉川			石ヶ瀬川	
	乙女川			入山川			鞍流瀬川	
	雨山川			黒田川			砂川	
	家下川			平林境川			明神川	
	青木川			野入川			皆瀬川	
	真福寺川		(二)拾石川	拾石川			正戸川	
	巴川		(二)八幡川	八幡川			井堰川	
	郡界川		(二)鳥羽川	鳥羽川			茶屋川	
	滝川		(二)矢崎川	矢崎川			若王子川	
	仁王川		(二)北浜川	北浜川			前川	
	足助川			二の沢川			小石川	
	神越川		(二)蜷川	蜷川			井守川	
	大見川		(二)高浜川	高浜川			新寺田川	
	野原川			稗田川			阿野川	
	大桑川			油ヶ淵			明德寺川	
	安永川			新川		(二)豆搗川	豆搗川	
	加茂川			長田川		(二)須賀川	須賀川	
	市木川			半場川				
	籠川	○		朝鮮川				
	水無瀬川			東隅田川				

対象河川数：1 1 7 河川

凡例 ◎：洪水予報河川、○：水位周知河川

別表―2 矢作川圏域水防災協議会 会員

	構成員
会長	愛知県 建設局 局長
副会長	愛知県 防災安全局 局長
会員	岡崎市 市長
会員	碧南市 市長
会員	刈谷市 市長
会員	豊田市 市長
会員	安城市 市長
会員	西尾市 市長
会員	大府市 市長
会員	知立市 市長
会員	高浜市 市長
会員	豊明市 市長
会員	みよし市 市長
会員	東郷町 町長
会員	東浦町 町長
会員	幸田町 町長
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 尾張建設事務所 所長
会員	愛知県 知多建設事務所 所長
会員	愛知県 西三河建設事務所 所長
会員	愛知県 知立建設事務所 所長
会員	愛知県 豊田加茂建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方気象台 台長
会員	国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所 所長
会員	中部電力株式会社 愛知水力センター 越戸水力制御所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 所長

別表― 3 矢作川圏域水防災協議会幹事

	構成員		
幹事長	愛知県 建設局 河川課長 ※（担当課長）		
副幹事長	愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課長		
		（防災担当）	（治水担当）
幹事	岡崎市	市民安全部 防災担当部長	土木建設部長
幹事	碧南市	市民 生活部長	建設部長
幹事	刈谷市	生活安全部長	水資源部長
幹事	豊田市	地域 活躍部長	建設部長
幹事	安城市	危機管理監	建設部長
幹事	西尾市	危機管理局長	建設部長
幹事	大府市	市民協働部長	都市整備部長
幹事	知立市	危機管理局長	建設部長
幹事	高浜市	都市政策部長	
幹事	豊明市	市民生活部長	経済建設部長
幹事	みよし市	総務部長	都市建設部長
幹事	東郷町	総務部長	まち整備部長
幹事	東浦町	総務部長	インフラ整備部長
幹事	幸田町	総務部長	建設部長
幹事	愛知県 尾張建設事務所 河川整備課長		
幹事	愛知県 知多建設事務所 河川港湾整備課長		
幹事	愛知県 西三河建設事務所 河川港湾整備課長		
幹事	愛知県 知立建設事務所 河川整備課長		
幹事	愛知県 豊田加茂建設事務所 河川整備課長		
幹事	愛知県 尾張県民事務所 防災安全課長		
幹事	愛知県 知多県民事務所 県民防災安全課長		
幹事	愛知県 西三河県民事務所 防災安全課長		
幹事	気象庁 名古屋地方気象台 防災管理官		
幹事	国土交通省 矢作ダム管理所 建設専門官		
幹事	中部電力株式会社 愛知水力センター 越戸水力制御所 専門課長		
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 調査課長		

※幹事長が不在の場合は（ ）の者が幹事会の運営、進行を行う。